

墨田区児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第38号

墨田区児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

墨田区児童手当事務処理規則（平成24年墨田区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区長は、」の次に「法第7条第1項に規定する一般受給資格者（以下「一般受給資格者」という。）から」を加える。

第3条中「区長は、」の次に「法第7条第2項に規定する施設等受給資格者（以下「施設等受給資格者」という。）から」を加える。

第4条中「に規定する」の次に「一般受給者（以下「一般受給者」という。）から同項に規定する」を加える。

第5条中「区長は、」の次に「一般受給者から」を加える。

第6条中「に規定する」の次に「施設等受給者（以下「施設等受給者」という。）から同項に規定する」を加える。

第7条中「区長は、」の次に「施設等受給者から」を加える。

第8条中「区長は、」の次に「一般受給者又は施設等受給者から」を加え、「法第7条第1項に規定する一般受給資格者（以下「一般受給者」という。）」を「一般受給者」に、「法第7条第2項に規定する施設等受給資格者（以下「施設等受給者」という。）」を「施設等受給者」に改める。

第9条中「区長は、」の次に「一般受給者又は施設等受給者から」を加える。

第10条各号列記以外の部分中「区長は、」の次に「一般受給者から」を、「児童手当現況届」の次に「（以下「現況届」という。）」を加え、「次により処理する」を「現況届の記載事項又は公簿等により確認した情報等により当該一般受給者の状況を審査し、児童手当の支給事由が消滅したものと認めた場合は、当該一般受給者の児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書により通知する」に改め、同条各号を削る。

第11条中「区長は、」の次に「施設等受給者から」を加える。

第12条中「に規定する」の次に「者又は同条第2項に規定する者から同条第1項又は第2項に規定する」を加え、「児童手当未支払請求書又は児童手当未支払請求書（施設等受給資格者用）」を「未支払児童手当請求書又は未支払児童手当請求書（施

設等受給資格者用)」に、「第8号様式」を「第7号様式」に、「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

第13条第3項中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第14条第2項中「に規定する申出書」を「に規定する児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」に改め、同条第3項中「第11号様式」を「第10号様式」に改める。

第15条第1項中「第12号様式」を「第11号様式」に改める。

第17条の見出しを「(支払の一時差止めの処理)」に改め、同条中「法第10条の規定により児童手当の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は」を削り、「児童手当(不支給・支払差止)通知書」を「一般受給者の場合は児童手当支払差止通知書(第12号様式)により、施設等受給者の場合は児童手当支払差止通知書(施設等受給者用)」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第2号様式中

「

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

を

「

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」

に、「ならなかった児童の氏名及び生年月日」を「ならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由」に、

「

(※) 4及び5の項目については、この通知書の別紙を御確認ください。

」

を

「

(※) 4 及び 5 の項目については、この通知書の別紙を御確認ください。

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

」

に改める。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式

	第 年 月 日 号 日								
様 墨田区長	印								
児童手当	〔額改定〕 〔額改定請求却下〕 通知書								
児童手当の額の改定について、	〔請求・届出職〕 〔権〕 により下記のとおり								
	〔改定〕 〔却下〕								
<p>したので、通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>									
記									
額改定に関する事項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	(第3子以降)	人	計	人
(3歳未満)	人								
(3歳以上)	人								
(第3子以降)	人								
計	人								
2 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(3歳未満)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(第3子以降)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	(第3子以降)	円	計	円
(3歳未満)	円								
(3歳以上)	円								
(第3子以降)	円								
計	円								
3 改定年月	年 月 日から								
4 改定（増・減額）の理由	()								
額改定請求却下に関する事項									
却下した理由 ()									
備考									

第4号様式中

「

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

を

「

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」

に、「認定」を「額改定」に、「支給対象児童数」を「改定後の支給対象児童数」に、「手当月額」を「改定後の手当月額」に、「支給開始年月」を「改定年月」に、「支給対象となる児童の氏名及び生年月日」を「増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由」に、「ならなかった児童の氏名及び生年月日」を「ならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由」に、

「

（※）4及び5の項目については、この通知書の別紙を御確認ください。

」

を

「
（※） 4 及び 5 の項目については、この通知書の別紙を御確認ください。

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由（	）
備 考	

」
に改める。

第 5 号様式及び第 6 号様式中

「
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」
を

「
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」
に改める。

第 7 号様式を削る。

第 8 号様式中

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改め、同様式を第7号様式とする。

第9号様式中

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

「

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」

に改め、同様式を第8号様式とし、第10号様式を第9号様式とする。

第11号様式中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同様式を第10号様式とする。

第12号様式中

「

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

を

「

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」

に、「児童手当等支払期日」を「児童手当支払期日」に改め、同様式を第11号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 年 月 日 号

様

墨田区長

印

児童手当支払差止通知書

下記のとおり児童手当の支払を差し止めましたので、通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 事 由	
支 払 差 止 額	円
支 払 差 止 期 間	年 月分から 年 月分まで

第13号様式を次のように改める。

第13号様式

第 年 月 日 号

〔施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親住所地
設置者等の氏名（法人名等）〕 様

墨田区長 印

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

下記のとおり児童手当の支払を差し止めましたので、通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支 払 差 止 事 由	
支 払 差 止 額	円
支 払 差 止 期 間	年 月分から 年 月分まで

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の墨田区児童手当事務処理規則の規定は、令和7年9月16日から適用する。